温泉部会の決議事項報告について

大阪府環境審議会温泉部会報告書

大阪府環境審議会温泉部会長

平成16年7月12日に開催された大阪府環境審議会以降、別紙のとおり平成16年8月24日に温泉部会を開催し、知事から諮問のあった温泉法第28条に定める事項について審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第5項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

平成16年度第1回大阪府環境審議会温泉部会 (平成16年8月24日 場所:プリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	医療法人神明会	本申請については、許可することに
	476番1		支障ないものと認める。
	 箕面市船場東三丁目	大阪船場繊維卸商団地	
	15番1	協同組合	支障ないもの認める。
温		山口 良和	本申請については、許可することに
	581 番 1		支障ないものと認める。
	 茨木市東安威二丁目	秋山 久子	本申請については、許可することに
	116番4		支障ないものと認める。
	吹田市津雲台一丁目	株式会社ミキシング	本申請については、許可することに
	20番22		支障ないものと認める。
	吹田市岸部南一丁目	アスモ株式会社	本申請については、許可することに
泉	226 番 1		支障ないものと認める。
	寝屋川市大字寝屋	株式会社小泉産業	本申請については、許可することに
	467 番 1		支障ないものと認める。
	羽曳野市広瀬	株式会社	本申請については、許可することに
	186 番 1	エヌケイジャパン	支障ないものと認める。
掘	大阪市鶴見区今津北	勝田 悦夫	本申請については、500m 以浅にスト
	三丁目6番1		レーナーを設置しないことを条件に
			許可することに支障ないものと認め
			3 .
	大阪市城東区今福東	大希産業株式会社	本申請については、500m 以浅にスト
削	一丁目34番2		レーナーを設置しないことを条件に
			許可することに支障ないものと認め
			3 .
	大阪市中央区伏見町	アパ株式会社	本申請については、500m 以浅にスト
	三丁目10番		レーナーを設置しないことを条件に
			許可することに支障ないものと認め
			3 .

	申請地	申請者	答申内容
温	大阪市住之江区南港北	株式会社	本申請については、600m 以浅にスト
	一丁目36番2	ユニマット不動産	レーナーを設置しないことを条件に
			許可することに支障ないものと認め
泉			ა .
	堺市南花田口町二丁	株式会社エルマツク	本申請については、許可することに
掘	5 3番		支障ないものと認める。
	堺市中之町東三丁	株式会社エルマツク	本申請については、許可することに
削	2 4番1		支障ないものと認める。
	貝塚市澤	株式会社	本申請については、許可することに
	890番15	アールアンドビー	支障ないものと認める。
	大阪市北区長柄西	株式会社ユニコム	本申請については、許可することに
温	一丁目2番1		支障ないものと認める。
泉	大阪市中央区玉造	新星和不動産株式会社	本申請については、許可することに
動	一丁目 541 番 2		支障ないものと認める。
カ	大阪市大正区平尾	植田 要	本申請については、許可することに
装	四丁目23番4		支障ないものと認める。
置	大阪市此花区酉島	株式会社吉富運輸	本申請については、許可することに
	五丁目 116 番 1		支障ないものと認める。
	大阪市住之江区泉	ハマダ株式会社	本申請については、許可することに
	一丁目 201 番 1		支障ないものと認める。